各 位

福山通運株式会社

今般、一部報道にありましたように、当社埼玉県内の支店において、当社の利用する 人材派遣会社からの派遣社員に外国人不法就労者が含まれており、当該人材派遣会社の 役員が入管法違反容疑で逮捕されるという事態が生じました。

派遣社員の就労資格の確認については当社自身でその確認を行うことが難しく、人材派遣会社を信頼して派遣社員の選定を任せていたことから、これまで当社において派遣社員に不法就労者が含まれていた事実を把握できておりませんでした。その結果、一定期間に渡る不法就労の事態が生じてしまったこと、それによる当社支店内での捜査の実施を招いてしまったことは、皆様の当社に対する御信頼を大きく損なうものであり、深く反省しなければならないと考えております。

今後は、このような事態が再発しないよう、当社グループを挙げて、他同様事例がないかどうかの社内外での調査を進めるとともに、派遣就労者管理の徹底、適切な人材派遣会社の選定その他不法就労防止のための有効な体制を構築し、コンプライアンス体制のより一層の強化に取り組んでまいります。

このたびは、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申しあげます。

以上

[本件に関するお問い合わせ先] 福山通運株式会社 総務部 〒721-8555 広島県福山市東深津町四丁目 20 番 1 号 TEL 084-924-2000 FAX 084-931-4865